

議案第 8 1 号

新宮市教育環境整備計画審議会条例

新宮市教育環境整備計画審議会条例を次のように定める。

平成 1 8 年 6 月 1 3 日提出

新宮市長 佐藤 春陽

新宮市教育環境整備計画審議会条例

(設置)

第1条 新宮市立小学校、中学校及び幼稚園の適正規模と配置等について審議し、新宮市教育環境整備計画を策定するため、新宮市教育環境整備計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、新宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、新宮市教育環境整備計画策定について必要な調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 有識者18人以内

(2) 学識経験者2人

3 委員の任期は、教育委員会への答申をもって終了するものとする。ただし、委員が任務を遂行できなくなった場合は、その委員は、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

4 審議会は、会長が招集する。

5 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第5条 会長は、会議の円滑な運営を図るために、小委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会の会務を掌理し、委員会での研究協議の総括等について審議会に報告する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

2 この条例は、教育委員会に新宮市教育環境整備計画を答申した日に、その効力を失う。